

2024 年度 現代奴隷法に係る声明（仮訳）

株式会社日新（以下、当社）とその子会社・関連会社（以下、当社含め「日新グループ」）は、英国で施行された 2015 年現代奴隷法第 54 条第 1 項に基づき、本声明を公表します。

本声明は、日新グループの自社事業およびサプライチェーンにおける、奴隷労働や人身売買などの防止を目的とした取り組みを開示することを目的としています。

なお、本声明は 2025 年 3 月 31 日に終了した 2024 年度の報告となっております。

事業概要とサプライチェーン

日新グループは、当社と子会社・関連会社 72 社（2025 年 3 月 31 日時点）で構成され、日本及び海外の物流事業を中心に、旅行事業及び不動産事業を運営しております。

日新グループでは、グループの強みである海外ネットワークと国際物流を活かした新たなビジネスモデルをグループ一体となって創出することで、お客様から信頼され評価される「サプライチェーン ロジスティクス プロバイダー」を目指しております。

英国におきましては、1975 年にロンドン支店を開設し、その後 1983 年にロンドン支店を分離する形で NISSIN (U.K.) LTD. を設立いたしました。以来、英国内はもとより、英国を発着地とする国際物流事業を展開しております。

また、日新グループ自身で国内外の物流事業を展開するほか、陸・海・空の輸送会社や倉庫・梱包会社などからあらゆる物流サービスの調達も行っており、当社グループの事業、サービスに係るすべてのビジネスパートナーに対しても、後述する当社グループの人権方針に基づいた適切な対応を要請してまいります。

日新グループのより詳しい情報につきましては、以下の WEB サイトをご覧ください。

日本語サイト：<https://www.nissin-tw.com/>

英語サイト：<https://www.nissin-tw.com/english/index.html>

奴隷労働・人身売買などに対する方針

日新グループは、これまで「企業行動憲章」やグループ内規程の「コンプライアンスマニュアル」などの周知と実践を通じて、事業における人権尊重に取り組んでまいりました。

また、近年の国際社会における人権に対する意識の高まりを踏まえ、2025 年 3 月 17 日に「日新グループ人権方針」を制定しました。本方針は、国連の「ビジネスと人権に関する

指導原則」をはじめとする国際的規範に基づき、人権尊重への取り組みを一層推進するものです。

「日新グループ人権方針」においては、当社グループが自社事業に加えサプライチェーンにおいても、強制労働や隷属状態での労働、児童労働といった不法な労働も一切容認しないことを明確に表明しております。

「日新グループ人権方針」全文につきましては、以下の WEB サイトをご参照ください。

日本語サイト：https://www.nissin-tw.com/assets/sustainability/social/Nissin_Group_Human_Rights_Policy_JP.pdf

英語サイト：https://www.nissin-tw.com/assets/sustainability/social/Nissin_Group_Human_Rights_Policy_EN.pdf

奴隷労働および人身売買防止のためのデュー・ディリジェンスプロセス

日新グループは、「日新グループ人権方針」をもとに、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に従って、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、継続的に実施してまいります。これにより、ステークホルダーに与える可能性のある人権への負の影響を特定し、その未然防止と軽減を図ります。

また、コンプライアンス違反に関する相談や通報を受け付ける窓口（電話、E-mail）を通常の報告ラインとは別に設けております。コンプライアンス違反が明らかになった場合は、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を開催し、社内規程に基づき適切な対応を行っております。

さらに、国内・海外の連結対象子会社では、毎年実施される全社的内部統制評価において、これらの仕組みや対応が適切に運用されているかの確認を行っております。

奴隷労働と人身取引の防止に関する研修およびその他の取り組み

国内・海外出向者を含む全社員を対象に、ハラスメント防止に関する研修や、「サプライチェーンにおける人権の尊重」を含むサステナビリティに関する研修を実施し、あらゆる人権侵害の防止と、サプライチェーン全体で人権尊重に取り組む重要性に対する深い理解を図っております。

また、新入社員と海外に赴任する社員を対象に、当社の「企業行動憲章」に関する研修を実施しております。この憲章には「すべての人びとの人権を尊重し、あらゆる形態の不法な労働を排除する」という重要な条項が含まれております。新入社員には基礎的な理解を、そして人権リスクの比較的高い地域で勤務する社員にはより専門的な研修を提供することで、人権尊重の意識向上に努めております。

2024 年度も当社グループ内で現代奴隷に関する問題は発生しておりません。

今後の取り組み

日新グループは、今後も以上の取り組みを継続して推進するとともに、当社 WEB サイトや統合報告書などでその取り組みを開示してまいります。

本声明は、2025 年 6 月 16 日の当社取締役会において承認を得ております。

2025 年 6 月 16 日



株式会社日新

代表取締役社長 社長執行役員

筒井 雅洋